

議案第二号

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

港区公衆便所条例（昭和三十九年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表田町駅東口公衆便所の項中「芝浦三丁目一番三十九号」を「芝浦三丁目三番一号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

田町駅東口公衆便所の位置を変更するため、本案を提出いたします。